

理容業・美容業休業協力金

問合せ 健康推進課(保健センター内) ☎0587(21)2300  
ID 1006619

新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月24日～5月6日の全日で、休業にご協力していただいた市内理容業・美容業の事業者へ、休業協力金を支給します。

- 申請期間 7月31日(金)まで
- 協力金額 1事業者につき10万円

水道料金の基本料金(準備料金)の助成

問合せ 水道業務課(上下水道庁舎内) ☎0587(21)2181  
ID 1006640

地域の経済対策として、市外から給水を受けている市内の利用者を対象に、水道料金の基本料金(準備料金)相当額を助成します。 ※申請手続きが必要です

- 対象期間 7月～10月請求分(4カ月間)
  - 申請期間 7月1日(水)～令和3年3月31日(水)
- ※市から給水を受けている市内の利用者は申請不要です

**障害福祉における各種手帳の交付と手帳など**

市役所福祉課 ☎0587(32)1281  
ID 1001512

●各種手帳  
手帳は、障害のある方が、福祉制度を受ける場合の証明となるものです。

身体障害者手帳  
視覚や聴覚など身体に障害のある方に交付されます。障害の程度で、1～6級の区分

療育手帳  
知的障害のある方に交付されます。障害の程度で、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。

精神障害者保健福祉手帳  
精神障害のある方に交付されます。障害の程度で、1～3級の区分があります。

●各種手当など

①特別障害者手当  
▼対象 20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害

支給額の加算(月額)

①②を受給する方には、次の加算があります

(ア)身体障害者手帳1・2級の方、または療育手帳A判定(IQ35以下)の方で①の受給者：1050円、②の受給者：1150円

(イ)身体障害者手帳1・2級かつ療育手帳A判定(IQ35以下)の方で①の受給者：2200円、②の受給者：2300円

②障害児福祉手当  
▼対象 20歳未満で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常時介護を要する方(障害を事由とした年金受給者、施設入所者は除く) ※所得制限がありません

▼支給額 月1万4880円  
▼支給月 年4回(2・5・8・11月)

障害者扶助料	対象・支給額			
身体障害者手帳	療育手帳	戦傷病者手帳	精神障害者保健福祉手帳	支給額(月額)
1・2級	A判定	特別項症～第3項症	1級	3,000円
3・4級	B判定	第4項症～第7項症	2級	2,000円
5・6級	C判定	第1款症～第4目症	3級	1,200円

③特別児童扶養手当  
▼対象 身体・知的または精神に中度・重度の障害のある20歳未満の方(施設入所児は除く)を監護・養育している方 ※所得制限がありません

▼支給額 1級：月5万2500円、2級：月3万4970円  
▼支給月 年3回(4・8・11月)

④障害者扶助料  
▼対象・支給額 左表(特別障害者手当などの受給者は除く)

⑤外国人重度障害者福祉手当  
▼対象 市内に引き続き1年以上居住する外国人重度障害者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級などの要件を満たす方

▼支給額 月1万円

⑥在宅重度障害者手当  
▼対象 次のいずれかに該当する方(65歳以上で初めて障害者手帳を取得した方、施設入所者、特別障害者手当などの受給者、3カ月以上入院の方は除く)(ア)身体障害者手帳1・2級(イ)療育手帳A判定で、IQ35以下(ウ)身体障害者手帳3級で療育手帳B判定 ※所得制限がありません

▼支給額 月6750円(ア)、月1万5500円(イ)の両方に該当する方は、月1万5500円  
▼支給月 年3回(4・8・12月)

▼申し込み 各種手帳の交付時、各種手当①②③④は市役所福祉課へ。⑤は市役所子育て支援課へ

7月1日～10日 夏の安全なまちづくり県民運動

問合せ 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159

犯罪被害に遭わないためには、一人一人が日頃から高い防犯意識を持ち、身近な対策を具体的に実践していくことが何より大切です。

- 住宅を対象とした侵入盗の防止
  - ・短時間の外出、在宅中、就寝中を問わず、窓やドアのカギを掛けましょう
  - ・窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう
  - ・不審者を寄せ付けないよう地域ぐるみで、「あいさつ、声かけ運動」を展開しましょう
- 自動車盗の防止
  - ・車両から離れるときは、短時間であっても「ドアロック」を徹底しましょう



- 特殊詐欺の被害防止
  - ・言葉巧みな犯人と会話をしないで済むように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう
  - ・お金の要求には、「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送しない」を徹底しましょう。また、キャッシュカードの暗証番号を第三者に伝えたり、カードを渡したりしないようにしましょう
  - ・「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう
  - ・保険料や医療費などの還付金はATMで返還手続きをすることは絶対にありません
  - ・有料サイトの利用料などを請求するメールやはがきに記載された連絡先には電話をしないようにしましょう
- 子どもと女性の犯罪防止
  - ・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう
  - ・防犯ブザーやホイッスルを携帯し、常に使える状態にしておきましょう
  - ・女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう

7月11日～20日 夏の交通安全市民運動

ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～

問合せ 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159  
ID 1000937

この時期は、暑さや疲れから注意力が散漫になり交通事故の発生が心配されます。次の3つの重点項目に注意して、交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動を実践し、交通事故を防止しましょう。

重点項目1  
子どもをはじめとする歩行者の安全の確保

・歩行者は、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、信号を守る、歩行者横断禁止の標識のあるところでは横断しないなど、交通ルールを守りましょう

・運転者は、「横断歩道は歩行者優先」を徹底することにも、特に生活道路などで、子どもや高齢者、障害者などを見かけたら速度を落とすなどの思いやり運転を実践しましょう

重点項目2  
高齢運転者などの安全運転の励行

・70歳以上の運転者は高齢運転者標識を表示しましょう

・「ライト・オン運動」(夕暮れ時の前照灯早めの点灯運動)を行いましょう(7月の点灯目安時刻は午後6時)

・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を必ず確認してから出発しましょう

重点項目3  
飲酒運転などの危険運転の防止

・飲酒をせずに運転する人であらかじめ決めておく「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう

自転車安全利用五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
  - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤自転車利用者はヘルメットを着用



「ちらっと携帯の画面を見るくらいなら大丈夫」という一瞬の油断が悲惨な交通事故を招くことを認識し、絶対にしないようにしましょう

車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度で運転しましょう

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ